

接骨院にかかったときは

問 国保年金課国保係 ☎ 95-9891

接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、健康保険が使えない場合があります。かかり方を正しく理解し、適正な受診をお願いします。

▼接骨院・整骨院など柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術する施設であり、医療機関ではありません。そのため健康保険が使える範囲は限られます。また、施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師に相談してください。

保険が使える施術

- ・捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
- ・骨折、脱きゅうの応急手当
- ・医師の施術同意書がある骨折・脱きゅうの治療



保険が使えない施術

- ・整形外科などの医療機関で同部位の受診がある
- ・疲労や年齢からくる慢性的な肩こりや腰痛、体調不良
- ・スポーツ後の筋肉疲労・筋肉痛
- ・症状の改善がみられない長期の治療



▼はり・きゅう、マッサージの施術を受ける人へ

はり・きゅうで保険適用できるものは特定の病気（神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩など）の痛みなどに限られ、医師の同意書・診断書が必要です。また、マッサージで保険適用できるものは医師より医療上マッサージが有効と認められた場合で、はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書が必要です。

▼施術内容について確認することがあります

通院するときは療養費支給申請書に記載される負傷原因、負傷名、日数、金額などを確認し、自筆で署名をしてください。また、領収書を保管し、医療費通知で金額や日数の確認をしてください。国保年金課から施術を受けた人へ、施術日や施術の内容を確認する場合があります。



市民の皆さま、こんにちは。碧南市長の小池友妃子です。2か月に一度掲載していくこのコラムでは、市政を通じて、皆さまが笑顔でいられたり、幸せを感じられるようなことを題材にしていきます。

そこで今回は市政をどのように進めていくのかをお話したいと思っています。

私のマニフェストには、3つの基本姿勢から市政を動かすということ掲げています。

①「対話」するシセイ

笑顔で幸せを感じながら生活をしていくには、様々な立場の皆さまと互いの意見の違いを理解し、そのズレを擦り合わせた対話の姿勢が大切です。

- ・互いに尊重しあうこと
- ・個人の価値観を否定しないこと
- ・自分を客観的にみることに
- ・社会的な価値観と個人的な価値観を切り離して考えること

このようなことを意識しながらの対話を通じて、お互いの価値観を理解し、誰もが協働しチャレンジできる市政運営に取り組みます。

②「チャレンジ」するシセイ

より笑顔で幸せを感じる結果を得るためには、今できることから行動していくことが大切です。あれやっ！これやっ！と他力本願では、いつまで経っても心からの満足を得ることはできません。一人での行動に不安があるのなら仲間と一緒に。おたがい様、おかげ様という互いに支え合う関係性を築きながら一緒にやって取り組んでいくことでより高いウェルビーイング（心身が健康・幸福な状態）を感じることができるよう市政運営ができてきます。

③「幸せ」感じるシセイ

国連の世界幸福度ランキング2024年版において日本は51位。2023年は47位。全体のランキングに大きく影響したもののとして、人生の主観的満足度の日本の順位は110位。寛容さに関しては毎年改善しているものの日本の順位は137位と最下位に近い結果となっています。ウェルビーイングを高める方法のひとつとして、周囲と積極的にコミュニケーションをとることが必要とされています。幸福感を高めていくことにより対話しやすい市政運営を進めていきます。

この3つの基本姿勢を皆さまと一緒に取り組んでいくことにより、今日よりも明日、明日よりの明後日より笑顔で暮らせる碧南の未来が描けます。私たちならきっとできます！